

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 30 - 外債1 - 101

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年10月12日

【発行者の名称】 フィンランド地方金融公社
(Municipality Finance Plc)

【代表者の役職氏名】 Hannu-Pekka Ylimommo
Legal Counsel
(法律顧問)

Karoliina Kajova
Manager, Funding
(資金調達部マネージャー)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 田 中 収

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 田 中 収

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1025

【今回の売出金額】 1,500,000,000円

【発行登録書の内容】

提出日	平成30年1月15日
効力発生日	平成30年1月23日
有効期限	平成32年1月22日
発行登録番号	30 - 外債1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 7,500億円

【これまでの売出実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
30 - 外債1 - 1	平成30年1月23日	1,000,000,000円		該当事項なし
30 - 外債1 - 2	平成30年1月23日	1,200,000,000円		該当事項なし
30 - 外債1 - 3	平成30年1月24日	500,000,000円		該当事項なし
30 - 外債1 - 4	平成30年1月26日	895,000,000円		該当事項なし
30 - 外債1 - 5	平成30年2月1日	700,000,000円		該当事項なし
30 - 外債1 - 6	平成30年2月22日	500,000,000円		該当事項なし
30 - 外債1 - 7	平成30年2月23日	500,000,000円		該当事項なし
30 - 外債1 - 8	平成30年2月23日	430,000,000円		該当事項なし
30 - 外債1 - 9	平成30年2月28日	548,000,000円		該当事項なし
30 - 外債1 - 10	平成30年3月19日	602,000,000円		該当事項なし
30 - 外債1 - 11	平成30年3月23日	1,000,000,000円		該当事項なし
30 - 外債1 - 12	平成30年3月30日	900,000,000円		該当事項なし
30 - 外債1 - 13	平成30年3月30日	1,100,000,000円		該当事項なし
30 - 外債1 - 14	平成30年3月30日	1,000,000,000円		該当事項なし
30 - 外債1 - 15	平成30年3月30日	1,005,000,000円		該当事項なし
30 - 外債1 - 16	平成30年3月30日	770,000,000円		該当事項なし
30 - 外債1 - 17	平成30年3月30日	854,000,000円		該当事項なし
30 - 外債1 - 18	平成30年3月30日	1,000,000,000円		該当事項なし
30 - 外債1 - 19	平成30年3月30日	500,000,000円		該当事項なし
30 - 外債1 - 20	平成30年4月6日	660,000,000円		該当事項なし
30 - 外債1 - 21	平成30年4月6日	1,560,000,000円		該当事項なし
30 - 外債1 - 22	平成30年4月6日	1,560,000,000円		該当事項なし
30 - 外債1 - 23	平成30年4月10日	600,000,000円		該当事項なし
30 - 外債1 - 24	平成30年4月13日	643,000,000円		該当事項なし

30 - 外債1 - 25	平成30年4月17日	9,554,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 26	平成30年4月17日	1,178,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 27	平成30年4月18日	2,315,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 28	平成30年4月24日	500,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 29	平成30年5月18日	1,066,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 30	平成30年5月22日	500,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 31	平成30年5月24日	500,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 32	平成30年6月8日	800,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 33	平成30年6月14日	300,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 34	平成30年6月19日	6,082,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 35	平成30年6月20日	414,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 36	平成30年6月20日	495,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 37	平成30年6月29日	1,183,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 38	平成30年6月29日	539,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 39	平成30年6月29日	897,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 40	平成30年6月29日	1,053,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 41	平成30年6月29日	973,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 42	平成30年6月29日	726,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 43	平成30年6月29日	300,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 44	平成30年6月29日	500,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 45	平成30年7月2日	1,404,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 46	平成30年7月2日	640,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 47	平成30年7月2日	1,570,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 48	平成30年7月2日	894,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 49	平成30年7月2日	1,000,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 50	平成30年7月2日	1,000,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 51	平成30年7月2日	500,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 52	平成30年7月2日	1,000,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 53	平成30年7月2日	400,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 54	平成30年7月6日	500,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 55	平成30年7月6日	370,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 56	平成30年7月9日	1,000,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 57	平成30年7月10日	800,000,000円	該当事項なし

30 - 外債1 - 58	平成30年7月10日	726,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 59	平成30年7月12日	3,396,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 60	平成30年7月13日	946,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 61	平成30年7月18日	5,285,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 62	平成30年7月19日	2,617,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 63	平成30年7月20日	500,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 64	平成30年7月20日	300,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 65	平成30年7月24日	500,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 66	平成30年7月25日	411,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 67	平成30年7月25日	1,267,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 68	平成30年7月25日	627,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 69	平成30年7月25日	500,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 70	平成30年7月25日	1,193,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 71	平成30年7月25日	1,086,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 72	平成30年7月25日	300,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 73	平成30年7月27日	314,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 74	平成30年8月2日	954,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 75	平成30年8月21日	500,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 76	平成30年8月22日	628,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 77	平成30年8月29日	632,117,200円	該当事項なし
30 - 外債1 - 78	平成30年8月30日	362,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 79	平成30年8月30日	860,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 80	平成30年8月30日	1,362,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 81	平成30年8月30日	1,275,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 82	平成30年8月30日	527,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 83	平成30年8月30日	846,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 84	平成30年8月31日	1,316,592,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 85	平成30年9月19日	301,900,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 86	平成30年9月19日	860,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 87	平成30年9月28日	300,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 88	平成30年9月28日	500,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 89	平成30年9月28日	500,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 90	平成30年9月28日	1,442,000,000円	該当事項なし

30 - 外債1 - 91	平成30年9月28日	1,500,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 92	平成30年9月28日	1,160,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 93	平成30年9月28日	300,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 94	平成30年9月28日	300,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 95	平成30年10月1日	500,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 96	平成30年10月2日	700,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 97	平成30年10月2日	300,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 98	平成30年10月5日	860,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 99	平成30年10月5日	300,000,000円	該当事項なし
30 - 外債1 - 100	平成30年10月11日	342,000,000円	該当事項なし
実績合計額		100,376,609,200円	減額総額 0円

【残額】

(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 649,623,390,800円

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当事項なし						
実績合計額		該当事項なし	償還総額	該当事項なし	減額総額	該当事項なし

【残高】

該当事項なし

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

注 本文中、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は以下を指すものとする。

「発行者」または「公社」	フィンランド地方金融公社 (Municipality Finance Plc)
「保証者」または「地方政府保証機構」	フィンランド地方政府保証機構 (The Municipal Guarantee Board)

第一部【証券情報】

第1【募集債券に関する基本事項】

該当事項なし。

第2【売出債券に関する基本事項】

1【売出要項】

【売出人】

会社名	住所
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号

【売出債券の名称】	フィンランド地方政府保証機構保証付 フィンランド地方金融公社 2021年11月18日満期 円建 期限前償還条項付 2指数（日経平均株価・S&P500指数）連動債券 （ノックイン条項付 満期償還金額2指数連動型） （以下「本債券」という。）(注1)	
【記名・無記名の別】	無記名式	
【券面総額】	1,500,000,000円(注2)	
【各債券の金額】	1,000,000円(注3)	
【売出価格及びその総額】	売出価格	額面金額の100.00%
	売出価格の総額	1,500,000,000円(注2)
【利率】	年2.78%(注4)	
【償還期限】	2021年11月18日(注5)	
【売出期間】	2018年10月15日から2018年11月9日まで	
【受渡期日】	2018年11月12日	
【申込取扱場所】	売出人および売出取扱人（以下に定義される。）各々の本店、日本国内の各支店 および出張所ならびに下記記載の金融機関および金融商品仲介業者の営業所または 事務所(注7)	

(注1) 本債券は発行者の債券発行プログラム（Programme for the Issuance of Debt Instruments）（以下「債券発行プログラム」という。）に基づき東海東京証券ヨーロッパによりユーロ市場で募集され、2018年11月9日（以下「発行日」という。）に発行される。本債券はいかなる金融商品取引所にも上場されない。

(注2) ユーロ市場で募集される本債券の券面総額は、1,500,000,000円である。

(注3) 期限前償還されない場合、本債券は、観察期間中の参照指数の動きにより、額面金額の100%または額面金額×償還額算出対象指数の最終評価日終値÷償還額算出対象指数の基準価格により計算される円貨額（ただし、額面金額の100%を超過しない。）により償還される。下記「3 償還の方法（1）満期における償還」を参照のこと。本「1 売出要項」（注を含む。）に使用される用語は「3 償還の方法（3）定義」において定義されている。

(注4) 本債券の付利は2018年11月12日に開始する。発行日である2018年11月9日ならびに2018年11月10日および2018年11月11日には利息は発生しない。

(注5) 本債券は、各期限前償還判定日の参照指数の評価価格により、該当する利払期日に額面金額により償還されることがある。下記「3 償還の方法（2）強制期限前償還」を参照のこと。

(注6) 本債券につき、発行者の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）から提供され、または閲覧に供される信用格付（予定を含む。）はない。

なお、発行者は、本書日付現在、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下「ムーディーズ」という。）からAa1の長期発行体格付を、また、S&Pグローバル・レーティング（以下「S&P」という。）からAA+の長期発行体格付を、それぞれ付与されているが、これらの格付は直ちに発行者により発行される個別の債券に適用されるものではない。

ムーディーズおよびS&Pは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズおよびS&Pについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）およびS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx））の「信用格付事業」のページにある「無登録業者の格付の利用」の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」およびS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付情報」（https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。

(注7) 売出人は、以下の金融商品取引業者（以下「売出取扱人」という。）に、本債券の売出しの取扱いを一部委託している。

売出取扱人の名称：ワイエム証券株式会社
 住所：山口県下関市豊前田町三丁目3番1号

売出人および売出取扱人は、金融商品取引法第33条の2に基づく登録を受けた銀行等の金融機関および同法第66条に基づく登録を受けた金融商品仲介業者に、本債券の売出しの取扱業務の一部を行うことを委託することがある。

本債券の申込みおよび払込みは、本債券の各申込人が、売出人または売出取扱人に開設する外国証券取引口座に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。売出人または売出取扱人に外国証券取引口座を開設していない各申込人は、これを開設しなければならない。この場合、外国証券取引口座の開設に先立ち、売出人または売出取扱人から申込人に対し外国証券取引口座約款の写しが交付される。同約款の規定に従い、申込人に対する本債券の券面の交付は行われない。

(注8) 本債券は、アメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含む。）（以下「証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法の登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、もしくは合衆国人のために、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘または売付けを行ってはならない。本段落の用語は、証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

本債券は、合衆国税法上の要件の適用を受ける。合衆国税務規則により許された一定の取引において行われる場合を除き、合衆国もしくはその領土において、または合衆国人に対し、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘、売付けまたは交付を行ってはならない。本段落の用語は、合衆国内国歳入法および同法に基づく規則により定義された意味を有する。

【売出しの委託契約の内容】

該当なし。

【債券の管理会社】

該当なし。

財務代理人

本債券の財務代理人（以下「財務代理人」という。）	
会社名	住所
シティバンク・エヌ・エイ、ロンドン支店 （Citibank, N.A., London Branch）	連合王国、ロンドン E14 5LB カナリー・ワーフ、カナダ・スクエア、シティグループ・センター （Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB, United Kingdom）

【振替機関】

該当なし。

【財務上の特約】

担保設定制限については、下記「5 担保又は保証に関する事項」を参照のこと。
 債務不履行に基づく期限の利益喪失については、下記「11 その他」を参照のこと。

2【利息支払の方法】

各本債券の利息は、額面金額に対して年率2.78%の利率で、利息起算日である2018年11月12日（当日を含む。）からこれを付し、2019年2月18日をはじめとする毎年2月18日、5月18日、8月18日および11月18日（以下それぞれ「利払期日」という。）に、該当する利息期間（以下に定義される。）について、日本円で後払いされる。初回の利払期日である2019年2月18日には、利息起算日（当日を含む。）から2019年2月18日（当日を含まない。）までの期間につき、額面金額1,000,000円の各本債券につき7,413円が、その後の各利払期日には、額面金額1,000,000円の各本債券につき6,950円が、各利息期間の利息としてそれぞれ支払われる。

利払期日が営業日（以下に定義される。）ではない場合、かかる利払期日は翌営業日まで延期される（ただし、延期した利払期日が翌暦月となってしまう場合は、直前の営業日とする。）。ただし、かかる利払期日の調整により支払われる利息額の調整は行われぬ。本書において「営業日」とは、ロンドンおよび東京において、商業銀行および外国為替市場が支払の決済を行っている日で、かつTARGET営業日（以下に定義される。）にあたる日をいう。

「TARGET営業日」とは、TARGET2（以下に定義される。）またはその承継者がユーロによる支払の決済を行っている日をいう。

「TARGET2」とは、欧州自動即時グロス決済支払システム（Trans-European Automated Real-Time Gross Settlement Express Transfer payment system）で、単独共有プラットフォーム（single shared platform）を利用し、2007年11月19日に開始したものをいう。

「利息期間」とは、利息起算日（当日を含む。）または利払期日（当日を含む。）から直後の利払期日（当日を除く。）までの期間をいう。

本債券はその最終の償還の日以降は利息を付さない。ただし、正当な呈示がなされたにもかかわらず、償還金額の支払が不当に留保または拒絶された場合はこの限りではない。かかる場合、本債券には、（ ）当該本債券に関してその受領日までに期限の到来している金額の総額が、当該本債券の所持人によりもしくはかかる所持人のために受領された日、または（ ）財務代理人が、本債券の所持人（以下「本債権者」という。）に対して、本債券に関して以下の5日後の日までに期限の到来する金額の総額を財務代理人が受領したことを通知した日から5日後の日の（その後には支払の不履行があった場合を除く。）、いずれか早い方の日まで、本項に従って（判決の前後とも同様に）継続して利息が発生するものとする。

利息期間以外のすべての期間について、各本債券につき支払われる利息の金額は、各本債券の額面金額に、上記に記載の利率を乗じて得られた金額に、下記の算式に基づき当該期間（以下「計算期間」という。）の日数を360で除して得られた商を乗じることにより計算される（1円未満を四捨五入して計算される。）。

$$\text{日数計算} = \frac{[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1)] + (D2 - D1)}{360}$$

上記の算式において、

「Y1」とは、計算期間の初日が属する年を数字で表したものをいう。

「Y2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日が属する年を数字で表したものをいう。

「M1」とは、計算期間の初日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「M2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「D1」とは、計算期間の初日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31の場合、D1は30になる。

「D2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31であり、D1が29より大きい数字の場合、D2は30になる。

ただし、計算期間の日数は、計算期間の初日（当日を含む。）から計算期間の末日（当日を除く。）までを計算する。

3【償還の方法】

(1) 満期における償還

期限前償還されず、また、買入消却されないかぎり、各本債券は、2021年11月18日（以下「満期償還日」という。）に、額面金額1,000,000円の各本債券につき、以下に従い計算代理人（以下に定義される。）により計算される金額（以下「満期償還額」という。）にて日本円で償還される。満期償還日が営業日ではない場合、かかる満期償還日は翌営業日まで延期される。ただし、延期した満期償還日が翌暦月となってしまう場合は、直前の営業日とする。

- (A) ノックイン事由（以下に定義される。）が発生しなかった場合、1,000,000円
- (B) ノックイン事由が発生し、かつすべての参照指数の最終評価日終値がそれぞれの基準価格以上の場合、1,000,000円
- (C) ノックイン事由が発生し、かつ少なくとも1つの参照指数の最終評価日終値がその基準価格未満の場合、以下の算式で計算される償還金額

$$\text{額面金額} \times \frac{\text{償還額算出対象指数の最終評価日終値}}{\text{償還額算出対象指数の基準価格}}$$

ただし、各本債券につき、満期償還額は、（ ）1円未満は四捨五入され、また（ ）0円を下回ることなく、1,000,000円を超えないものとする。

(2) 強制期限前償還

期限前償還判定日においてすべての参照指数の評価価格がそれぞれの期限前償還判定価格（以下に定義される。）と等しいかそれを上回った場合、関連する期限前償還日（以下に定義される。）において、本債券は、そのすべて（一部は不可。）が、自動的に額面金額の100%にて、日本円で期限前償還される。かかる決定後、計算代理人は実務上可能な限り速やかに発行者および財務代理人に対してかかる強制期限前償還を通知する。その後、財務代理人または発行者は本債権者に対して通知する。

(3) 定義

本書において、以下の用語は以下の意味を有する。

「インデックス・スポンサー」とは、 (a)日経平均株価については株式会社日本経済新聞社、(b)S&P500指数についてはS&P ダウ・ジョーンズ・インデックス・エル・エル・シーをいう。インデックス・スポンサーは、参照指数を計算および公表する。インデックス・スポンサーには、それぞれその承継者または（場合により）代理人を含むものとする。

「影響参照指数」とは、 障害日（以下に定義される。）の発生により影響を受けるいずれかの参照指数をいう。

疑義を避けるために言及すると、障害日の発生に影響を受けない参照指数に関する判定日（以下に定義される。）については、当初予定された判定日から変更はなされない。

- 「関係取引所」とは、
- (a) 日経平均株価については、大阪取引所もしくはその承継者または日経平均株価に関する先物またはオプション契約の取引が臨時的に場所を移して行われている代替取引所もしくは相場システム（ただし、計算代理人が、かかる臨時的代替取引所もしくは相場システムにおける日経平均株価に関する先物またはオプション契約に関して元の関係取引所における場合に匹敵する程の流動性がある旨決定することを条件とする。）をいう。
- (b) S&P500指数については、関係取引所は存在しない。
- 「観察期間」とは、
- 各参照指数につき、取引所（以下に定義される。）に係る基準価格決定日（以下に定義される。）の翌予定取引所営業日（以下に定義される。）の取引開始（同時点を含む。）から、最終評価日（以下に定義される。）（当日を含む。）の予定終了時刻（以下に定義される。）（同時点を含む。）までの期間をいう（疑義を避けるために付言すれば、計算代理人がその単独かつ完全なる裁量によりいずれかの日のいずれかの時点において市場混乱事由が発生していると決定した場合、計算代理人は、その単独かつ完全なる裁量によりロックイン事由の発生の決定に関して当該市場混乱事由が発生し継続していたと決定した時間は無視するものとする。）。
- 「期限前償還判定価格」とは、
- 各参照指数につき、当該基準価格の105.00%（ただし、必要に応じて小数第3位を四捨五入する。）をいう。
- 「期限前償還判定日」とは、
- 各期限前償還日の10共通予定取引所営業日（以下に定義される。）前の日をいう。いずれかの参照指数につき期限前償還判定日が障害日である場合、かかる影響参照指数の期限前償還判定日は、その直後の障害日でない影響参照指数の予定取引所営業日とする。ただし、影響参照指数につき当初のかかる期限前償還判定日の直後の3予定取引所営業日のいずれかが障害日である場合はこの限りではない。かかる場合においては、当該3日目の障害日を、かかる日が障害日であるか否かにかかわらず期限前償還判定日とし、かかる期限前償還判定日における影響参照指数の評価価格は、計算代理人が、影響参照指数に組込まれている各株式銘柄のかかる日の評価時刻（以下に定義される。）現在の取引所の取引株価もしくは呼値（障害日を生じさせる事由がかかる日に関連株式銘柄に関して生じている場合、かかる日の評価時刻現在の関連株式銘柄の価値の誠実な推測値）を使用して、障害日を生じさせる事由の発生直前に有効だった影響参照指数を算出するための計算式および方法に従い決定する、かかる日の評価時刻現在の影響参照指数の水準とする。
- 「期限前償還日」とは、
- 2019年2月18日（当日を含む。）から2021年8月18日（当日を含む。）までの各利払期日をいう。ただし期限前償還日が営業日ではない場合、かかる期限前償還日は翌営業日まで延期される。ただし、延期した期限前償還日が翌暦月となってしまう場合は、直前の営業日とする。

- 「基準価格」とは、各参照指数につき、計算代理人が決定する、基準価格決定日の評価価格をいう。基準価格決定日がいずれかの参照指数につき障害日である場合、「基準価格」は、当該参照指数に組込まれている各株式銘柄の基準価格決定日の評価時刻現在の取引所の取引株価もしくは呼値（障害日を生じさせる事由が基準価格決定日に関連株式銘柄に関して生じている場合は、基準価格決定日の評価時刻現在の関連株式銘柄の価値の誠実な推測値）を用いて、障害日を生じさせる事由の発生直前に有効だった当該参照指数を算出するための計算式および方法に従い、計算代理人が決定する基準価格決定日の評価時刻現在の当該参照指数の水準とする。
- 「基準価格決定日」とは、2018年11月12日をいう。ただし、当日がいずれかの参照指数につき取引所営業日（以下に定義される。）でない場合、すべての参照指数につきその直後の取引所営業日である日をいう。
- 「共通予定取引所営業日」とは、すべての参照指数について、予定取引所営業日である日をいう。
- 「計算代理人」とは、ノムラ・インターナショナル・ピーエルシーまたはその承継人もしくは場合によりその代理として行為する代理人をいう。計算代理人は発行者の代理人としてのみ行為し、本債権者の代理人または受託者としての義務または関係を引受けるものではない。計算代理人によるすべての決定は誠実かつ商業的に合理的な方法でなされなければならない。
- 「最終評価日」とは、満期償還日の10共通予定取引所営業日前の日をいい、現在の暦では2021年11月2日である。かかる日がいずれかの参照指数につき障害日である場合、かかる影響参照指数の最終評価日は、その直後の障害日でない影響参照指数の予定取引所営業日とする。ただし、影響参照指数につき当初のかかる最終評価日の直後の3予定取引所営業日のいずれもが障害日である場合はこの限りではない。かかる場合においては、当該3日目の障害日を、かかる日が障害日であるか否かにかかわらず最終評価日とし、影響参照指数の最終評価日終値は、計算代理人が、影響参照指数に組込まれている各株式銘柄のかかる日の評価時刻現在の取引所の取引株価もしくは呼値（障害日を生じさせる事由がかかる日に関連株式銘柄に関して生じている場合、かかる日の評価時刻現在の関連株式銘柄の価値の誠実な推測値）を使用して、障害日を生じさせる事由の発生直前に有効だった影響参照指数を算出するための計算式および方法に従い決定する、かかる日の評価時刻現在の影響参照指数の水準とする。
- 「最終評価日終値」とは、各参照指数につき、最終評価日における評価価格をいう。
- 「参照指数」とは、(a)日経平均株価（東京証券取引所第一部に上場されている選別された225銘柄の株価指数で、インデックス・スポンサーが計算するもの。詳細については、下記「日経平均株価に関する情報」を参照のこと。）および/または(b)S&P500指数をいう。

「市場混乱事由」とは、

(a) 日経平均株価については、()取引障害(以下に定義される。)もしくは()取引所障害(以下に定義される。)で、計算代理人が重大であると判断するものが当該評価時刻に終了する1時間の間のいずれかの時点で発生もしくは存在していること、または()早期終了(以下に定義される。)をいう。いずれかの時点で日経平均株価に関する市場混乱事由が生じているか否かを決定するために、市場混乱事由が日経平均株価に組込まれている株式銘柄に関していずれかの時点で生じている場合、日経平均株価の水準に対するかかる株式銘柄の関連寄与率は、(x)かかる株式銘柄に対して帰せられる日経平均株価の水準の割合と(y)包括的な日経平均株価の水準の比較に基づく。いずれも、かかる市場混乱事由の発生直前の水準とする。

(b) S&P500指数については、(A)()取引障害で、計算代理人が誠実かつ商業的に合理的な方法で重大であると判断するものが、S&P500指数に組込まれているいずれかの株式銘柄が主に取引されている取引所において、当該評価時刻に終了する1時間の間のいずれかの時点で発生もしくは存在していること、()取引所障害で、計算代理人が誠実かつ商業的に合理的な方法で重大であると判断するものが、S&P500指数に組込まれている当該株式銘柄が主に取引されている取引所において、当該評価時刻に終了する1時間の間のいずれかの時点で発生もしくは存在していること、または()早期終了、および(B)S&P500指数に組込まれているすべての株式銘柄のうち、取引障害、取引所障害または早期終了が発生または存在しているものが、S&P500指数の水準の20%以上を構成していることをいう。いずれかの時点でS&P500指数に関する市場混乱事由が生じているか否かを決定するために、市場混乱事由がS&P500指数に組込まれている株式銘柄に関していずれかの時点で生じている場合、S&P500指数の水準に対するかかるS&P500指数に組込まれている株式銘柄の関連寄与率は、(x)かかるS&P500指数に組込まれている株式銘柄に対して帰せられるS&P500指数の水準の割合と(y)包括的なS&P500指数の水準の比較に基づく。いずれも、インデックス・スポンサーにより市場の始値の一部として公表される公式な始値の組入比率を用いる。

「障害日」とは、

(a) 日経平均株価については、取引所または関係取引所がその通常取引セッションの間に取引を開始できない、または市場混乱事由が生じている予定取引所営業日をいう。

(b) S&P500指数については、インデックス・スポンサーがS&P500指数の水準を公表することができないと計算代理人が誠実かつ商業的に合理的な方法で判断するまたは市場混乱事由が生じている予定取引所営業日をいう。

計算代理人は、発行者および財務代理人に対し、その状況の下で実務上合理的に可能な限り速やかに、障害日でなければ基準価格決定日または判定日であった日における障害日の発生について通知する。計算代理人の障害日の発生についての前記当事者への通知の懈怠は、当該障害日の発生および効果の有効性に影響しない。ただし、これは、計算代理人の前記当事者への通知義務を減免するものではない。

- 「償還額算出対象指数」とは、パフォーマンス（以下に定義される。）の低い方の参照指数をいう。両参照指数が同じ値のパフォーマンスを有する場合、計算代理人がその単独の裁量により償還額算出対象指数を決定する。
- 「早期終了」とは、
- (a) 日経平均株価については、取引所営業日における予定終了時刻前の取引所または関係取引所の取引終了をいう。ただし、かかる早期終了時刻について、()当該取引所営業日の取引所もしくは関係取引所における通常取引セッションの実際の終了時刻と()当該取引所営業日の当該評価時刻における執行のために取引所もしくは関係取引所システムに入れられる注文の提出締切時刻のいずれか早い方から少なくとも1時間前までに取引所もしくは関係取引所が発表している場合を除く。
- (b) S&P500指数については、取引所営業日における予定終了時刻前のS&P500指数に組込まれているいずれかの株式銘柄の取引所の取引終了をいう。ただし、かかる早期終了時刻について、()当該取引所営業日の取引所における通常取引セッションの実際の終了時刻と()当該取引所営業日の当該評価時刻における執行のために取引所システムに入れられる注文の提出締切時刻のいずれか早い方から少なくとも1時間前までに取引所が発表している場合を除く。
- 「取引障害」とは、
- (a) 日経平均株価については、()日経平均株価の水準の20%以上を構成する株式銘柄に関し、取引所において、または()関係取引所における日経平均株価に関する先物もしくはオプション契約に関して、取引所もしくは関係取引所その他が許容する制限を超える株価変動を理由とするか否かを問わず、取引所もしくは関係取引所その他により課せられた取引の停止もしくは制限をいう。
- (b) S&P500指数については、S&P500指数に組込まれている当該株式銘柄に関する取引所において、S&P500指数に組込まれているいずれかの株式銘柄に関して、当該取引所その他が許容する制限を超える株価変動を理由とするか否かを問わず、当該取引所その他により課せられた取引の停止もしくは制限をいう。
- 「取引所」とは、
- (a) 日経平均株価については、東京証券取引所もしくはその承継者または日経平均株価を構成している株式銘柄の取引が臨時的に場所を移して行われている代替取引所もしくは相場システム（ただし、計算代理人がかかる臨時の代替取引所もしくは相場システムにおける日経平均株価を構成している株式銘柄に関して元の取引所における場合に匹敵する程の流動性がある旨決定することを条件とする。）をいう。
- (b) S&P500指数については、S&P500指数に組込まれている各株式銘柄について、計算代理人が決定する、かかるS&P500指数に組込まれている株式銘柄の取引が主に行われている主要な証券取引所もしくはその承継者またはS&P500指数に組込まれている株式銘柄の取引が臨時的に場所を移して行われている代替取引所もしくは相場システム（ただし、計算代理人がかかる臨時の代替取引所もしくは相場システムにおけるS&P500指数に組込まれている株式銘柄に関して元の取引所における場合に匹敵する程の流動性がある旨決定することを条件とする。）をいう。

- 「取引所営業日」とは、
- (a) 日経平均株価については、取引所および関係取引所においてそれぞれの通常の取引セッションにおいて取引が行われる予定取引所営業日を行い、取引所または関係取引所のいずれかにおける取引が予定終了時刻よりも早く終了する予定取引所営業日を含む。
- (b) S&P500指数については、インデックス・スポンサーがS&P500指数の水準を公表する予定取引所営業日をいう。
- 「取引所障害」とは、
- (a) 日経平均株価については、市場参加者が全般的に()取引所における日経平均株価の水準の20%以上を構成する株式銘柄の取引を実行し、もしくはその時価を取得する、または()関係取引所において、日経平均株価に関する先物もしくはオプション契約の取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失い、もしくは毀損すると計算代理人により決定される事由(早期終了を除く。)をいう。
- (b) S&P500指数については、市場参加者が全般的に、取引所におけるS&P500指数に組込まれている株式銘柄の取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失い、もしくは毀損すると計算代理人により決定される事由(早期終了を除く。)をいう。
- 「ロックイン価格」とは、
- 各参照指数につき、当該基準価格の70.00%に相当する値(必要に応じて小数第3位を四捨五入する。)をいう。
- 「ロックイン事由」とは、
- 少なくとも1つの参照指数の水準が、その観察期間中のいずれかの予定取引所営業日におけるいずれかの時間に、一度でも当該参照指数のロックイン価格と等しいかまたはロックイン価格未満になったことをいう。ロックイン事由の発生を判断するために、()「市場混乱事由」の定義中の「評価時刻に終了する1時間の間」という文言は削除され、()「早期終了」の定義中の「評価時刻」および「予定終了時刻」は、「取引所における通常取引セッション中のいずれかの時点(営業時間外および通常セッション外の取引は考慮されない。)」と解釈される。
- 「パフォーマンス」とは、
- 各参照指数につき、以下の算式で計算代理人によりその単独の裁量により計算される数値をいう(ただし、小数第5位を四捨五入する。)
- $$\frac{\text{最終評価日終値}}{\text{基準価格}}$$
- 「判定日」とは、
- 期限前償還判定日および/または最終評価日をいう。
- 「評価価格」とは、
- 各参照指数につき、計算代理人が決定する、当該日の評価時刻現在の参照指数の水準をいう(ただし、下記「参照指数の訂正」および「参照指数の廃止/計算方法の変更」の規定に従う。)
- 「評価時刻」とは、
- 取引所の予定終了時刻をいう。取引所が予定終了時刻より早く終了する場合には、評価時刻は、現実に終了する時刻とする。

- 「予定終了時刻」とは、
- (a) 日経平均株価については、取引所または関係取引所および予定取引所営業日に関し、かかる予定取引所営業日における取引所または関係取引所の予定している平日の終了時刻をいう。時間外または通常取引セッション外の他の取引は考慮しない。
 - (b) S&P500指数については、いずれかの予定取引所営業日における取引所の予定終了時刻をいう。時間外または通常取引セッション外の他の取引は考慮しない。
- 「予定取引所営業日」とは、
- (a) 日経平均株価については、取引所および関係取引所がそれぞれの通常取引セッションでの取引を行う予定の日をいう。
 - (b) S&P500指数については、インデックス・スポンサーがS&P500指数の水準を公表する予定の日をいう。

参照指数の廃止 / 計算方法の変更

()インデックス・スポンサーが参照指数を計算、公表しない場合で計算代理人の承認する承継スポンサーが参照指数を計算し、公表した場合、または()参照指数が、参照指数の計算で用いられる計算式および方法と同様もしくは実質的に同様と計算代理人が判断した計算式または方法を使って算出される後継の指数により代替される場合には、いずれの場面においても、かかる指数(以下「承継参照指数」という。)が参照指数とみなされる。

()基準価格決定日、判定日または観察期間におけるいずれかの予定取引所営業日以前において、インデックス・スポンサー(またはその承継人)が、参照指数を計算する計算式もしくは方法の著しい変更を公表するか、もしくはその他の方法で参照指数を著しく変更する(構成株式や資本構成の変更ならびに他の慣例的事由が生じた場合に参照指数を維持するために必要な計算式もしくは方法における所定の修正を除く。)(以下「参照指数修正」という。)もしくは参照指数が永久的に廃止され、承継参照指数も存在しない(以下「参照指数の算定中止」という。)場合、または()基準価格決定日、判定日もしくは観察期間における予定取引所営業日において、インデックス・スポンサーまたはその承継人が参照指数を計算、公表しない場合(以下「参照指数の中断」といい、参照指数修正、参照指数の算定中止と併せて、それぞれを、以下「参照指数調整事由」という。)、発行者は、計算代理人と協議の上、(イ)かかる参照指数調整事由が本債券に重大な影響を及ぼすか否かを計算代理人において決定することを要求し、及ぼすと決定した場合には、計算代理人は、参照指数の公表水準の代わりに、修正、算定中止または中断の直前に有効だった参照指数を算出するための計算式および方法に従いかかる参照指数調整事由の直前の参照指数を構成した株式銘柄のみを使って計算代理人が決定する関連ある時点の参照指数の水準を用いて、該当する水準または価格を計算し、または(ロ)上記決定がなされるべき将来の日において、参照指数を決定することが不可能または実際的でないかどうかを計算代理人において決定することを要求し、もし計算代理人が不可能または実際的でないと決定した場合、発行者は後記「10 公告の方法」に従って、30日以上60日以内に本債権者に通知を行うことにより、参照指数調整事由を考慮した、関連するヘッジの取り決め(本債券に基づく発行者の義務をヘッジする株式オプションを含むがこれらに限られない。)の解除につき発行者および/またはその関係会社が負担した費用を差し引いた、計算代理人の単独の裁量により決定される本債券の公正市場価格に等しい額を支払うことにより本債券のすべて(一部は不可)を償還する。当該支払は、後記「10 公告の方法」に従って本債権者に対し通知される方法により行われる。

参照指数の訂正

インデックス・スポンサーにより公表され、評価価格、ロックイン事由の発生もしくは不発生、または最終評価日終値の計算または決定のために用いられる参照指数の水準が訂正されるかまたはその後訂正され、その訂正が、当初の公表日中に参照指数の水準に替わるものとして、インデックス・スポンサーにより公表される場合、計算代理人は、当初公表された参照指数の水準に代えて、訂正された参照指数の水準を用いる。

拘束力を有する計算

計算代理人は、発行者と計算代理人との間で締結された計算代理人契約書（以下「計算代理契約」という。）に従い、かつ本債券に基づき支払われる一定の金額に関する計算および本書により詳細に明記されている一定の事項の発生または不発生に関する決定をその単独の裁量により行うために任命された。計算代理人による決定のために付与され、表明され、示され、または取得された証明書、交信、意見書、決定、計算および相場は、明白な誤謬がある場合を除き、発行者、財務代理人、その他の支払代理人（下記「4 元利金支払場所」に定義される。）および本債権者を拘束し、また、明白な誤謬のある場合を除き、計算代理人は、その規定に従ってなしたその権限、義務および裁量権の履行および行使に関して、発行者または本債権者に対して何らの義務を負わない。計算代理人による通知は、計算代理契約に従ってなされた場合になされたものとみなされる。

計算代理人は、基準価格、期限前償還判定価格、ロックイン価格、上記の期限前償還の発生、満期償還日に支払われる満期償還額および本書に基づき計算代理人により行われるその他すべての決定を、かかる決定の後実務上できる限り速やかに、発行者および財務代理人に通知し、財務代理人または発行者は、その後実務上できる限り速やかに、「10 公告の方法」に従って、本債権者に対し、通知を行う。

免責

() 日経平均株価

日経平均株価は、インデックス・スポンサーの知的財産権である。「日経平均株価」、「日経平均」および「日経225」は、インデックス・スポンサーのサービスマークである。インデックス・スポンサーは、著作権を含め、日経平均株価に関する全ての権利を有している。

本債券は、インデックス・スポンサーにより後援され、推奨され、または販売促進されているものではない。インデックス・スポンサーは、日経平均株価の使用に関し取得した結果、または特定の日またはその他の日における日経平均株価を根拠にした数値を明示的、黙示的とを問わず、それらを表明または保証を行ってはいならない。日経平均株価は、インデックス・スポンサーのみに準拠し、かつ計算される。ただし、インデックス・スポンサーは日経平均株価の誤りに関し、いかなる者に対しても責任を負わずかつインデックス・スポンサーはいかなる者に助言する義務（本債券の購入または本債券の販売元の誤りを含む。）を負わないものとする。

さらに、インデックス・スポンサーは、日経平均株価の計算に使用される方法の修正または変更に関し、保証せず、かつ日経平均株価の計算、公表および流布を継続する義務を負わず、日経平均株価の詳細を変更する権利も付与されていない。

発行者、財務代理人、計算代理人もしくはいずれの代理人も日経平均株価または承継指数の計算、維持または公表に対し、責任を受諾するものではない。日経平均株価の業績および使用は、使用権の取得者である東海東京証券ヨーロッパおよび発行当事者の単独のリスクであるものとする。インデックス・スポンサーは、本書記載の条件に従った本債券の発行に関し、日経平均株価の業績および使用の責任を負わないものとする。

() S&P500指数

S&P500指数は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エル・エル・シーの商品であり、東海東京証券ヨーロッパに対して利用許諾が与えられている。Standard & Poor's®およびS&P®は、スタンダード・プアーズ・ファイナンシャル・サービシズ・エル・エル・シー（以下「スタンダード・プアーズ」という。）の登録商標であり、Dow Jones®は、ダウ・ジョーンズ・トレードマーク・ホールディングス・エル・エル・シー（以下「ダウ・ジョーンズ」という。）の登録商標である。これらの登録商標は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エル・エル・シーに対して利用許諾が与えられており、東海東京証券ヨーロッパによる一定の目的のために利用許諾が与えられている。

本債券は、ダウ・ジョーンズ、スタンダード・プアーズ、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エル・エル・シーまたはそれらの関連会社（以下、総称して「S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス」という。）によって支持、保証、販売または販売促進されるものではない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、明示的にも暗示的にも、本債券の所有者もしくは一般の者に対して、本債券に関する取引の有用性について、何ら表明または保証するものではない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの東海東京証券ヨーロッパ（以下「ライセンス」という。）に対する唯一の関係は、スタンダード・プアーズおよびS&P500指数の特定の登録商標および商標名についての利用許

諾を与えることであり、S&P500指数は、ライセンサーまたは本債券を考慮に入れずにS&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エル・エル・シーにより決定、作成および計算される。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、S&P500指数に関する決定、作成および計算において、ライセンサーまたは本債券の所有者の要求を考慮に入れる義務を負うものではない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、本債券の販売に関する時期、価格および券面総額の決定、または本債券を現金に換算する式の決定もしくは計算に責任を負わず、また関わっていない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、本債券の管理、マーケティングまたは取引に関する義務または責任を何ら負うものではない。S&P500指数に基づく投資金融商品が、指数の値動きに正確に追従するまたは投資利益を生むという保証はない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エル・エル・シーは、投資顧問業者ではない。ある有価証券銘柄のS&P500指数への組入れは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスによるかかる有価証券銘柄の購入、売却または保有の推奨とはならず、また、投資助言とみなされるべきではない。

S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、S&P500指数もしくはそれに関連するデータまたはこれらに関するすべての交信（口頭または書面による交信（電子交信を含む。））が含まれるが、これらに限定されない。）の妥当性、正確性、適時性または完全性を保証するものではない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、S&P500指数に含まれるいかなる誤り、遺漏または障害についても責任を負わない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、S&P500指数またはそれに含まれる一切のデータの使用によって、東海東京証券ヨーロッパ、本債券の所有者またはその他の者もしくは組織によって得られることとなる結果について、明示的にも黙示的にも保証を行わない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、S&P500指数もしくはこれに含まれる一切のデータについて、明示的にも黙示的にも保証を行わず、またS&P500指数もしくはこれに含まれる一切のデータの特定の目的もしくは使用に係る商品性または適切性についてあらゆる保証責任を明示的に否認する。以上にかかわらず、利益の損失、間接的、罰則的、特定のあるいは結果的な損害または損失について、これらの損害の可能性について通知されていたとしても、契約、不法行為、厳格責任またはその他を問わず、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスが責任を負うことは一切ない。第三者ライセンサーを除き、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エル・エル・シーと東海東京証券ヨーロッパとの間の契約または取決めに関し、受益者となる第三者はいない。

日経平均株価に関する情報

別段の定めのない限り、日経平均株価に関する本書の記載は、公表文書に基づくものである。かかる公表文書は、当該文書に記載の日付現在におけるインデックス・スポンサーの方針を反映するものである。かかる方針はインデックス・スポンサーにより任意に変更されることがある。

日経平均株価は、選択された日本株式銘柄の複合価格の推移を示すために、インデックス・スポンサーが計算し公表する株価指数である。日経平均株価は、現在、東京証券取引所第一部に上場する225の株式銘柄によって構成されており、広範な日本の業種を反映している。東京証券取引所第一部に上場する株式銘柄は、同取引所で最も活発に取引が行われている。

インデックス・スポンサーは、日経平均株価の計算に際し下記の計算方法を用いるが、インデックス・スポンサーが本債券に関連する支払額に影響を与え得るかかる計算方法を修正または変更しない保証はない。

日経平均株価は、修正平均株価加重指数であり（すなわち、日経平均株価における各構成銘柄の加重値は発行会社の株式の時価総額ではなく1株当りの株価に基づいている。）、その計算方法は、（ ）各構成銘柄の1株当りの株価を、当該構成銘柄に対応する加重関数で乗じ、（ ）その積を合計し、（ ）その数値を除数で除したものである。除数は当初1949年に設定されたときは225であったが、2018年10月11日現在26.993となり、下記のとおり調整される。各加重関数は、50円をインデックス・スポンサーの設定する構成銘柄のみなし額面価格で除して計算され、各構成銘柄の株価に加重関数を乗じた額がみなし額面価格を一律50円とした場合の株価に相当するように設定されている。単位株制度は2001年10月1日をもって廃止された。現在の各構成銘柄のみなし額面価格は、2001年10月1日現在の日本株式額面価格の廃止直前の額面価格に基づき、下記記載のその後の調整に従っている。日経平均株価の計算に用いられる株価は、東京証券取引所において報告されている株価である。日経平均株価の値は、東京証券取引所の取引時間中5秒毎に計算されている。

構成銘柄に影響する市場外の要因、例えば構成銘柄の追加または除外、株式の銘柄の入替えまたは株式分割などの一定の変化が生じた場合には、日経平均株価の値が継続的に維持されるように、日経平均株価を計算するための除数または場合により該当する構成銘柄のみなし額面価格は、日経平均株価の値が整合性を欠くような形で変更さ

れ継続性を欠くことのないよう修正されている。別の変更が生じた結果さらに修正が必要となるまで、除数は一定値に維持されている。構成銘柄に影響する各変更の結果、除数は、当該変更の発生した直後の株価に加重関数を乗じたものの合計を新たな除数で除した値（すなわち、当該変更直後の日経平均株価の値）がその変更の生じる直前の日経平均株価の値に等しくなるよう修正される。

構成銘柄の構成は、インデックス・スポンサーにより除外または追加される。構成銘柄は、インデックス・スポンサーの設定する定期見直し基準に従い、原則として毎年1回、10月の第一営業日に見直される。定期見直しによる入れ替え銘柄数には上限が設けられていない。また、定期見直しとは別に、次のいずれかの事由等により東京証券取引所第一部上場銘柄でなくなったものは、構成銘柄から除外される。

- () 倒産（会社更生法または民事再生法の適用申請や会社清算など）による上場廃止または整理ポスト入り
- () 被合併、株式移転、株式交換など企業再編に伴う上場廃止
- () 債務超過などその他の理由による整理ポスト入りまたは上場廃止
- () 東京証券取引所第二部への指定替え

上場廃止の可能性が高いかまたは上場廃止申請の審査中であるとの理由による監理ポスト入り銘柄については、原則除外候補となるが、かかる銘柄の除外の実施は、発行会社の事業の継続可能性または上場廃止の見込みを考慮した後に決定される。構成銘柄からある株式を除外した場合には、インデックス・スポンサーは、特定の基準に従い、その補充銘柄を選択する。銘柄の入れ替えは同一日に除外・採用銘柄数を同数として、225銘柄を維持することを原則とする。ただし、特殊な状況下においては、該当銘柄を除外してから代替の銘柄を採用するまでの一定短期間、225銘柄に満たない銘柄を対象として日経平均株価を計算することがある。この間にあっては、銘柄または銘柄数を変更する都度、除数を変更することにより、指数としての継続性を維持する。

日経平均株価の過去の推移

下記の表は、2013年1月から2018年9月までの各月末の日経平均株価の終値を表したものである。これは、様々な経済状況の下で日経平均株価がどのように推移するかの参考のために記載するものであり、この日経平均株価の過去の推移は日経平均株価の将来の動向を示唆するものではなく、本債券の時価の動向を示すものでもない。過去の下記の期間において日経平均株価が下記のように変動したことによって、日経平均株価および本債券の時価が本債券の償還まで同様に推移することを示唆するものではない。

日経平均株価の月末の終値

	2013	2014	2015	2016	2017	2018
1月	11,138.66	14,914.53	17,674.39	17,518.30	19,041.34	23,098.29
2月	11,559.36	14,841.07	18,797.94	16,026.76	19,118.99	22,068.24
3月	12,397.91	14,827.83	19,206.99	16,758.67	18,909.26	21,454.30
4月	13,860.86	14,304.11	19,520.01	16,666.05	19,196.74	22,467.87
5月	13,774.54	14,632.38	20,563.15	17,234.98	19,650.57	22,201.82
6月	13,677.32	15,162.10	20,235.73	15,575.92	20,033.43	22,304.51
7月	13,668.32	15,620.77	20,585.24	16,569.27	19,925.18	22,553.72
8月	13,388.86	15,424.59	18,890.48	16,887.40	19,646.24	22,865.15
9月	14,455.80	16,173.52	17,388.15	16,449.84	20,356.28	24,120.04
10月	14,327.94	16,413.76	19,083.10	17,425.02	22,011.61	
11月	15,661.87	17,459.85	19,747.47	18,308.48	22,724.96	
12月	16,291.31	17,450.77	19,033.71	19,114.37	22,764.94	

2018年10月11日現在、日経平均株価の終値は、22,590.86円であった。

東京証券取引所

東京証券取引所は、市場規模の観点で世界最大級の証券市場の1つである。東京証券取引所は、双方向の継続性のある完全入札制の市場である。取引時間は通常、月曜日から金曜日までの東京時間の午前9時から午前11時30分までおよび東京時間の午後0時30分から午後3時までである。

東京証券取引所は、売買注文の不均衡により生じる異常な短期価格変動の防止を企図した方策を講じている。かかる方策には個別株価の異常な変動を防止するための毎日の上限および下限を含む。原則として、東京証券取引所に上場されている銘柄は、制限値幅を超えて取引することはできない。この値幅はパーセントではなく日本円の絶

対額で表示され、前取引日の終値に基づいて設定されている。さらに、上場株式につき大幅な売買注文の不均衡が生じた場合には、反対注文を促して需給関係の均衡を保つため、当該株式の「特別買気配」や「特別売気配」を当該株式の直近の売買価格より高くまたは低く設定することがある。東京証券取引所は、一定の限定的な異常な事態が発生した場合（例えば、当該株式に関する異常な取引）には、個別株式の取引を中止することがあることに留意しなければならない。その結果、日経平均株価の変動は、日経平均株価を構成する個別株式の価格の値幅制限または取引中止により制限され、一定の状況において本債券の時価に影響を及ぼすことがある。

S&P500指数に関する情報

S&P500指数とは、定期的に会合を行うS&P指数委員会（S&Pの経済専門家および株価アナリストによるチーム）により管理されている。S&P指数委員会の目的は、より幅広い資本領域におけるリスク・リターン特性を継続的に考察し、S&P500指数が米国株式の代表的な指数であり続けるようにすることである。S&P指数委員会はさらに銘柄の流動性を監視することで、ポートフォリオ取引の効率化を図るとともに、銘柄入替を最小限に抑える。

算出法

S&P指数委員会は指数の管理のために、公表されているガイドラインに従っている。このガイドラインの完全な詳細（指数の追加および除外に関する基準、方針文書ならびに研究論文を含む。）はウェブサイト（www.indices.standardandpoors.com）に掲載されている。これらのガイドラインは、投資家が指数を再現し、S&P500指数と同じ性能を獲得できるように、要求される透明性と必要な公平性を提供する。

指数への銘柄追加に関する基準

・米国企業

決定要因には、企業の資産および収入の拠点、企業構造、米国証券取引委員会（SEC）の提出書類の種別ならびに取引所上場が含まれる。

・時価総額

61億米ドル以上の時価総額を有する企業であること。かかる最低額は、市場状況に沿うよう随時見直しが行われる。

・公開株

少なくとも50%が公開株であることを要する。

・財政的実行可能性

企業は、公表利益が一般会計原則に基づく純利益（非継続事業および特別損益項目を除く。）として定義される場合には、公表利益が連続4四半期プラスでなければならない。

・十分な流動性および合理的な価格

浮動株修正後の企業の時価総額に対して取引された年間の米ドル価値の比率は、1.0以上とする。株価が非常に低い場合は、株式の流動性に影響を及ぼす可能性がある。

・セクターの代表性

企業の産業分類は、定義された時価総額の範囲内において、世界の適格企業のセクター構成に沿ったセクターバランスの維持に寄与している。

・企業タイプ

すべての米国普通株式は、ニューヨーク証券取引所（NYSEアーカ取引所および旧アメリカン証券取引所を含む。）ならびにナスダック証券取引所に上場されている。リート（モーゲージリートを除く。）およびビジネス・デベロップメント・カンパニー（BDC）もまた、これに含まれる対象となっている。クローズド・エンド型ファンド、ETF、ADR、ADSおよび特定のその他のタイプの証券は、これに含まれる対象となっていない。詳細については、上記「算出法」を参照のこと。継続的に指数の構成銘柄である企業は、必ずしもこれらのガイドラインに従っていない。S&P指数委員会は、指数の構成銘柄の不必要な入替を最小限にするように努め、構成銘柄の削除は、臨機応変に決定される。

構成銘柄の削除基準

指数の基準を1つ以上、大幅に違反した企業。

指数の基準を満たさなくなるような合併、買収または重要な再編に関わった企業。

S&P500指数の過去の推移

下記の表は、2013年1月から2018年9月までの各月末のS&P500指数の終値を表したものである。これは、様々な経済状況の下でS&P500指数がどのように推移するかの参考のために記載するものであり、このS&P500指数の過去の推移はS&P500指数の将来の動向を示唆するものではなく、本債券の時価の動向を示すものでもない。過去の下記の期間においてS&P500指数が下記のように変動したことによって、S&P500指数および本債券の時価が本債券の償還まで同様に推移することを示唆するものではない。

S&P500指数の月末の終値

(単位：ポイント)

	2013	2014	2015	2016	2017	2018
1月	1,498.11	1,782.59	1,994.99	1,940.24	2,278.87	2,823.81
2月	1,514.68	1,859.45	2,104.50	1,932.23	2,363.64	2,713.83
3月	1,569.19	1,872.34	2,067.89	2,059.74	2,362.72	2,640.87
4月	1,597.57	1,883.95	2,085.51	2,065.30	2,384.20	2,648.05
5月	1,630.74	1,923.57	2,107.39	2,096.96	2,411.80	2,705.27
6月	1,606.28	1,960.23	2,063.11	2,098.86	2,423.41	2,718.37
7月	1,685.73	1,930.67	2,103.84	2,173.60	2,470.30	2,816.29
8月	1,632.97	2,003.37	1,972.18	2,170.95	2,471.65	2,901.52
9月	1,681.55	1,972.29	1,920.03	2,168.27	2,519.36	2,913.98
10月	1,756.54	2,018.05	2,079.36	2,126.15	2,575.26	
11月	1,805.81	2,067.56	2,080.41	2,198.81	2,647.58	
12月	1,848.36	2,058.90	2,043.94	2,238.83	2,673.61	

2018年10月10日現在、S&P500指数の終値は、2,785.68であった。

(4) 税制変更による期限前償還

- () フィンランド共和国（以下「フィンランド」という。）、その下部行政区画、その課税当局もしくは課税機関の法令もしくは規制の改正、またはかかる法令もしくは規制の解釈もしくは運用の変更が本債券の発行日以降に生じたことにより、本債券の次の支払に際して発行者が下記「8 課税上の取扱い（1）フィンランド共和国の租税」に定める追加額を支払うことを要する場合で、
- () 上記の事態が発生している旨と、それを招来した事由を記載した発行者の権限を有する者1名が適式に署名した証明書、およびかかる事態が発生している旨の定評ある独立の法律顧問の意見書を発行者が財務代理人に交付することにより、かかる事態が証された場合、発行者はその裁量により、下記「10 公告の方法」に従い本債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知（取消不能とする。）を行うことにより、以下のいずれかを選択することができる。
 - (a) 期限前償還金額に当該償還日までの経過利息（もしあれば）を付して未償還債券の全部（一部は不可）を償還すること（ただし、かかる償還通知は、仮にある日に本債券の支払期日が到来したならば発行者が当該追加額を支払うことを要することになる最初の日の90日より前に、行うことはできない。）。
 - (b) 本債券の期日における不払いがない場合に限り本債権者の同意を得ることなく、当該時点で未払いのすべての本債券に関するいっさいの支払を期日どおりにかつ適式に行う義務、ならびに本債券、債券発行プログラムに関連する財務代理人契約証書（以下「財務代理人契約」という。かかる表現には、この契約についての修正および追加を含む。）および発行者が債券発行プログラムに関連して作成、交付した誓約書（以下「誓約書」という。）に基づく発行者のその他いっさいの債務を、発行者に代えて「関連者」に引き受けさせること。

「期限前償還金額」とは、裏付けとなる、または関連するヘッジ取組み（本債券における発行者の義務をヘッジするための株式オプションを含むがそれに限らない。）の解約に関する合理的な費用および経費を十分に考慮して調整された、計算代理人がその単独かつ完全なる裁量で当該期限前償還の直前（期限前償還に至った事由は考慮しない。）の本債券の公正市場価値として決定する円貨額をいう。

「関連者」とは、保証者により直接もしくは間接に支配される法主体、発行者を直接もしくは間接に支配する法主体または発行者と共通の支配下にある法主体を意味する。また、発行者または法主体を「支配」とするとは、発行者またはかかる法主体の過半数の議決権を保有することを意味する。

(5) 買入

発行者はいつでも、公開市場その他の市場でいかなる価格でも本債券（確定債券の場合には当該債券に付された支払期日未到来の利札すべてがともに買入れられるものとする。）を買入れることができる。

(6) 消却

償還され、または上記に従い買入れられた償還期限未到来のすべての本債券（確定債券の場合には本債券に添付されまたは本債券とともに引渡されもしくは買入れられた期限未到来の利札を含む。）は、消却、再発行または転売することができる。

4【元利金支払場所】

本債券の元利金支払代理人（以下「支払代理人」という。）および本債券の元利金の支払場所は以下のとおりである。

シティバンク・エヌ・エイ、ロンドン支店（Citibank, N.A., London Branch）

連合王国、ロンドン E14 5LB カナリー・ワーフ、カナダ・スクエア、シティグループ・センター
（Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB, United Kingdom）

シティバンク・ヨーロッパ・ピーエルシー（Citibank Europe plc）

アイルランド ダブリン 1、ノース・ウォール・キー 1
（1 North Wall Quay, Dublin 1, Ireland）

本債券に関する支払は、東京所在の銀行に支払受領者が有する口座への送金またはかかる銀行宛の小切手の振出しにより行われ、いずれの場合も、適用される財政その他の法令・規則に従う（ただし、下記「8 課税上の取扱い（1）フィンランド共和国の租税」に定める規定が妨げられることはない。）。

5【担保又は保証に関する事項】

(1) 本債券は、発行者の無担保の非劣後債務であり、本債券間で互いに優先することなく、発行者の現在および将来のその他すべての無担保かつ非劣後の債務と（支払不能の場合には債権者の権利に関するフィンランド法上認められる限度にて）同順位とする。

(2) 保証者は、本債権者のために債券発行プログラムに関連する保証状（その時々々の修正および/または補足および/または改訂を含む。以下「保証状」という。）を作成、交付している。保証状に基づき、保証者は本債券上発行者が支払うべきすべての金員の適時かつ適式の支払を無条件かつ取消不能の形で保証している。

保証状に基づく保証者の債務は、保証者の直接かつ無担保債務であり、保証者の現在および将来のその他すべての無担保かつ非劣後の債務と（支払不能の場合には債権者の権利に関するフィンランド法上認められる限度にて）同順位とする。

(3) 本債券が未償還である限り、発行者は、自らの「債務」（下記に定義される。）または発行者による第三者の「債務」に対する保証を担保するため、発行者の現在または将来の財産、資産または収入に対する「担保権」（下記に定義される。）を設定しない。ただし、かかる担保設定と同時にまたはその前に、かかる「担保権」が本債券に基づくいっさいの支払債務を同等の順位および比率で担保するために必要ないっさいの行為を発行者が行う場合はこの限りではない。また、発行者のために保証者が行う保証に関して発行者が保証者に対して負担する債務を担保するために発行者が保証者に提供する担保については、本項でいう「債務」に対する「担保権」の設定から除外する。

上記の「担保権」とは、抵当権、先取特権（法律の定めにより発生するものを除く。）、質権、負担その他の担保権を意味する。

上記の「債務」とは、ボンド、ノート、ディベンチャーもしくはその他の証券（当初、私募により販売されたかどうかを問わない。）の形態による、またはそれらにより表章される現在および将来の負債で、証券取引所、店頭市場その他認められた証券市場において値付けされ、上場されまたは通常取引されるか、されうるか、またはそのように

意図されたもの（その発行要項上、かかる値付け、上場、取引を明示的に妨げている場合には、値付けされ、上場されまたは通常取引されうるものとはみなされない。）を意味する。

6【債券の管理会社の職務】

該当なし。

財務代理人の職務は以下のとおりである。

発行者は、支払期日が到来した本債券に関する元金または利息を支払うために、財務代理人に対してかかる支払期日前に、本債券に関してその時点で支払われるべき元金または利息に相当する金額を当該通貨で支払う。

支払代理人が財務代理人契約に従い支払を行った場合、発行者が前段落の義務を遵守することを条件として、かつ、その限度において、財務代理人は、支払代理人に対し、財務代理人が前段落の記載に基づき受領した資金から、当該支払代理人により支払われた金額を支払う。

また、上記「3 償還の方法（4）税制変更による期限前償還」に記載の証明書および法律意見書を発行者から受領するほか、本債券の要項および財務代理人契約により課されるいっさいの業務を履行する。

7【債権者集会に関する事項】

債権者集会に関する規定は財務代理人契約に規定されている。

発行者および保証者は（共同して）いつでも、特別決議による本債券の要項の修正を含めた本債権者の利益に影響を及ぼす事項を決する債権者集会を招集することができ、また本債券のその時点の元本残高の10分の1以上を有する本債権者の書面による要求があれば、債権者集会を招集しなければならない。

特別決議事項を審議するための債権者集会の定足数は、本債券のその時点の元本残高の過半数を代表または保有する2名以上とする。ただし、特別決議によってのみ変更可能な本債券の一定の要項の変更（とりわけ、本債券の元本もしくは利息支払額もしくは利率の変更、償還日もしくは満期日における支払額の計算方法の変更または支払期日の変更に関するもの）を議題に含む債権者集会の定足数は、本債券のその時点の元本残高の4分の3以上を代表または保有する2名以上とする。定足数が足りないために開催された延会後の債権者集会においては、定足数は本債券のその時点の元本残高の過半数を代表または保有する2名以上とする。

債権者集会において可決された特別決議は、出席の有無にかかわらず、すべての本債権者および利札の所持人を拘束する。

8【課税上の取扱い】

(1) フィンランド共和国の租税

本債券の元金、償還金額等に関するいっさいの支払は、フィンランドによりもしくはフィンランドのために、またはフィンランドの下部行政区画、課税当局もしくは課税機関によりもしくはそのために、現在または将来賦課されるいっさいの種類の公租公課を源泉徴収または控除されることなく行われる。ただし、法律により、かかる公租公課の源泉徴収または控除が要求される場合はこの限りではない。かかる場合、発行者または（場合により）保証者は、かかる源泉徴収または控除後の本債権者または利札の所持人による純受領金額が、かかる源泉徴収または控除がなければ本債権者または利札の所持人が受領することとなる金額と等しくなるために必要な追加額を支払う。ただし、以下のいずれかの場合においては、本債券または利札に関しての追加額は支払われないものとする。

- () 本債券または利札を単に保有していること以外に、フィンランドと関連性を有することを理由として、本債券または利札に関して公租公課が課される所持人により、またはかかる所持人のために、支払のために呈示される場合。
- () 関連日（下記に定義される。）から30日以上経過後に支払のために呈示される場合。ただし、本債権者または利札の所持人がかかる30日の期間の終了時に支払のために本債券または利札を呈示すれば得られたであろう追加額については、それを限度として支払われる。

本債権者、実質的所有者または発行者もしくは（場合により）保証者の代理人ではない仲介者がFATCA源泉徴収（以下に定義される。）を免除された支払を受けることができない場合、発行者または（場合により）保証者は、合衆国内国歳入法第1471条から第1474条までの規則（もしくは改正後の規定もしくは承継する規定）により要求される金額につき、政府間協定に基づく金額につき、これらの規定に関連して他の法域で導入する法律に基づく金額につき、または合衆国内国歳入庁との間の契約に基づく金額につき、源泉徴収または控除を行うことが認められている（以下

「FATCA源泉徴収」という。)。発行者または(場合により)保証者は、発行者もしくは保証者、いずれかの代理人もしくは他の関係者により控除もしくは源泉徴収されたかかるとFATCA源泉徴収に関し追加額を支払う義務または投資家を補償する義務を負わない。

「関連日」とは、いっさいの支払に関して期日が最初に到来する日、または財務代理人がかかる期日以前に支払われるべき金員を全額受領しなかった場合には、かかる金員を全額受領し、かつ、下記「10 公告の方法」に従いその旨の通知が本債権者に対して適式になされた最初の日を指す。

(2) 日本国の租税

以下は本債券に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本債券に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本債券に投資することによるリスクや本債券に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に関する現行法令(以下「日本国の税法」という。)上、本債券は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本国の税法上、本債券が公社債として取り扱われなかった場合には、本債券に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

さらに、日本国の税法上、本債券のように支払が不確定である債券に関して、その取扱いを明確に規定したものはない。日本の国税庁は、先物・先渡・オプション取引のようなデリバティブ取引の要素を含んだ債券については、ある特定の条件下においては、当該債券を保有する法人では、その債券を当該構成要素別に区分し、処理を行うことを認める見解を採用している。しかし、全く疑義無しとはされないものの、本債券にはかかる原則的な取扱いの適用はないものと解されている。将来、日本の税務当局が支払が不確定である債券に関する取扱いを新たに取り決めたり、あるいは日本の税務当局が日本国の税法について異なる解釈をし、その結果本債券に対して投資した者の課税上の取扱いが、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

- () 本債券は、特定口座において取り扱うことができる。
- () 本債券の利息は、一般的に利息として取扱われるものと考えられる。日本国の居住者が支払を受ける本債券の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の税法上20.315%(所得税、復興特別所得税および住民税の合計)の源泉所得税を課される。さらに、日本国の居住者は、申告不要制度または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、20.315%(所得税、復興特別所得税および住民税の合計)の税率が適用される。日本国の内国法人が支払を受ける本債券の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の税法上15.315%(所得税および復興特別所得税の合計)の源泉所得税を課される。当該利息は当該法人の課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。
- () 本債券の譲渡または償還による損益のうち、日本国の居住者に帰属する譲渡益または償還差益は、20.315%(所得税、復興特別所得税および住民税の合計)の税率による申告分離課税の対象となる。ただし、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者が選択したもの(源泉徴収選択口座)における本債券の譲渡または償還による所得は、確定申告を不要とすることができ、その場合の源泉徴収税率は、申告分離課税における税率と同じである。また、内国法人に帰属する譲渡損益または償還差損益は当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。
- () 日本国の居住者は、本債券の利息、譲渡損益および償還差損益について、一定の条件で、他の債券や上場株式等の譲渡所得、利子所得および配当所得と損益通算および繰越控除を行うことができる。
- () 外国法人の発行する債券から生ずる利息および償還差益は、日本国に源泉のある所得として取り扱われず、したがって、本債券に係る利息および償還差益で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本債券の譲渡により生ずる所得で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

9【準拠法及び管轄裁判所】

- (1) 本債券、財務代理人契約、保証者の保証、誓約書およびこれらに起因または関連するすべての事項は、イングランド法に準拠する。
- (2) 発行者は、本債権者の利益のために、イングランドの裁判所が本債券に起因または関連して生じる紛争（本債券に起因または関連して生じる、契約で合意されない義務を含む。）（以下「紛争」という。）を解決するための専属的な管轄権を有することに合意している。
- (3) 発行者はイングランドの裁判所が紛争を解決するための最も適切で便宜な裁判所であり、したがって発行者はその他の裁判所がより適切で便宜であると主張しないことに合意している。
- (4) 上記(2)は、本債権者の利益のためのみの定めである。したがって、本項の定めは、本債権者が紛争に関する手続（以下「司法手続」という。）を管轄権のあるその他の裁判所で行うことを何ら妨げるものではない。法律が許容する範囲において、本債権者は複数の管轄地において同時に司法手続をとることができる。
- (5) 発行者は司法手続を開始させる書類および司法手続に関連し送達が要求される他の書類につき、ロンドン、SW1Y 4LB、セントジェームズ・スクエア、11-12、3階、スイート1 (Suite 1, 3rd Floor, 11-12 St. James's Square, London SW1Y 4LB) に所在するジョーダズ・トラスト・カンパニー・リミテッド (Jordans Trust Company Limited) または2006年会社法に従い訴状の送達ができるグレートブリテンにおける発行者のその他の住所に交付されることによって発行者に送達されうることに合意している。かかる者の発行者の訴状の送達を受ける者としての選任が有効ではない、または効力が停止する場合には、発行者は、発行者または財務代理人の指定事務所に交付される発行者宛ての書面によるいずれかの本債権者の請求により、発行者のために訴状の送達を受ける追加の者をイングランドにおいて選任する。かかる選任が15日以内に行われなない場合には、本債権者は、発行者または財務代理人の指定事務所に交付される発行者宛ての書面による通知により、かかる者を選任する権限を有する。本項の定めは、法律が許容するその他の方法で訴状を送達する本債権者の権利に何ら影響を与えない。本項は、イングランドにおける手続ならびにその他の場所における司法手続にも適用される。
- (6) 発行者は司法手続に関して、司法手続でなされた命令または判決による財産（発行者が使用または使用を予定しているかにかかわらず。）に対する取得、執行、強制執行（これらに限らない。）を含む司法手続に関連した書類の発行または救済の付与に対して一般に同意している。
- (7) 発行者が、いずれかの管轄地において発行者自身、その資産またはその収入に対する訴訟、強制執行、差押え（強制執行の補助、判決前の保全その他を問わない。）またはその他の法的手続からの免責を主張することができ、かつかかる免責（主張されているか否かを問わない。）がかかる管轄地において発行者自身、その資産またはその収入に帰因しうる場合、かかる管轄地の法律が最大限許容する範囲内で、発行者はかかる免責を主張せず、取消不能の形で放棄することに同意している。

10【公告の方法】

ロンドンにおいて一般に頒布されている主要日刊紙（フィナンシャル・タイムズ (Financial Times) を予定）に掲載された場合、かかる掲載が実際のでないときはヨーロッパにおいて一般に頒布されているその他の英文の主要日刊紙に掲載された場合、または本債券が仮大券もしくは恒久大券で表章されているときは、下記「11 その他（2）」に記載されたユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルクおよびその他関連決済機関にその記録上の当該大券の持分保有者に連絡すべく通知を交付した場合、本債権者に対する通知は有効に行われたものとみなされる。上記のように行われた通知は、かかる掲載日に（または1回以上掲載された場合には、最初の掲載日に）、またはかかる交付の日に、有効に行われたものとみなされる。

上記に従い本債権者に対して行われた通知は、利札の所持人に対しても有効になされたものとする。

11【その他】

- (1) 下記に掲げる事由または事態（それぞれ以下「不履行事由」という。）は本債券の期限の利益喪失事由である。
 - () 発行者が支払期日が到来した本債券に関するいずれかの支払を、支払期日から10日を超えて怠った場合。
 - () 発行者または保証者が本債券に基づきまたは本債券に関連して発行者または保証者を拘束するその他の義務、条件または規定の履行または遵守を怠り、かつ当該時点で未払いの本債券の所持人が当該不履行の治癒を発行者または保証者（場合により）に要求する旨を財務代理人に対し最初に書面により通知した日から90日間当該不履行が継続している場合。

- () 発行者もしくは保証者のいずれかの借入金債務が債務不履行を理由に定められた期限に先立って返済すべきことになる場合、かかる借入金債務のいずれかが期日もしくは適用ある猶予期間満了までに支払われない場合、発行者もしくは保証者のいずれかが借入金債務のために設定した担保権が実行可能となる場合、または発行者もしくは保証者のいずれかが第三者の借入金債務（総額が50,000,000ユーロ（その他の通貨の場合は50,000,000ユーロ相当）以上のもの）に関して付与した保証もしくは補償が期日に支払われない場合。
- () 発行者もしくは保証者が破産もしくは支払不能の宣告を受けた場合、発行者もしくは保証者が支払を停止した場合、発行者、保証者もしくはその資産の相当な部分に関する倒産手続に関して、管財人、受託者その他類似の管理者の選任もしくは債権者との法定和議手続を開始する命令、行為が裁判所もしくは行政機関によりなされ、もしくは発行者もしくは保証者がかかる選任もしくは手続の申立てを決議した場合、または発行者もしくは保証者が解散もしくは清算した場合。
- () 保証者の保証が完全な効力を消失した場合、または保証者の保証が完全な効力を有しない旨保証者が主張する場合。

本債券に関し不履行事由が発生した場合、各本債権者は発行者に宛てた書面による通知を行うことにより、当該各本債券および未払経過利息は直ちに期限が到来し支払われるべき旨を宣告することができ、その場合には、発行者がその通知を受領する前にすべての不履行事由が治癒されていない限り、呈示、要求、異議またはその他あらゆる種類の通知（本債券のこれに相反する条件にかかわらずこれらすべてを発行者は明示的に放棄する。）を必要とせず、直ちに当該各本債券は額面金額に未払経過利息を付して償還される。

- (2) 本債券の各発行は当初、仮大券により表章されるものとし、仮大券は発行日頃にユーロクリア・バンク・エス・エイ/エヌ・ヴィ（以下「ユーロクリア」という。）およびクリアストリーム・バンキング・エス・エイ・ルクセンブルク（以下「クリアストリーム・ルクセンブルク」という。）の預託機関または共通預託機関に預託される。

仮大券の発行日から40日後の日以降、米国財務省規則によって要求される実質的所有者に関する証明書（大要仮大券に記載されている様式または関連決済機関が一般に使用する様式によるもの）が受領されていることを前提として、仮大券は恒久大券と交換しうる。

本債券が仮大券により表章されている場合において、当該本債券の利払期日が到来した場合、利払いは、上記の実質的所有者に関する証明書がユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルク、その他関連決済機関に受領された場合に限り行われるものとする。恒久大券に関する支払は、証明書を要求することなく、ユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルク、その他関連決済機関を通じて行われる。

恒久大券は、恒久大券に定める一定の場合を除き、かかる恒久大券の所持人の選択により確定債券と交換されることはない。また、かかる選択は、取引単位金額が本債券の額面金額の整数倍でない場合には適用されない。また、最低額面金額が、100,000ユーロに1,000ユーロ（もしくは他の通貨による相当額）を加算した額であるか、または100,000ユーロ未満のその他の整数倍である場合は、45日前の通知によりまたはいつでも確定債券との交換を請求できるという恒久大券の所持人の選択は、適用されない。ただし、恒久大券は、本債券が期限の利益を喪失し直ちに償還されなければならない場合またはユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルクもしくはその他関連決済機関が14日間（公休日を除く。）連続して業務を停止し、もしくは永久に業務を停止する旨発表した場合には、確定債券と交換される。

- (3) 本債券の償還において支払期日が到来した金員（経過利息を含む。）の支払は、いずれかの支払代理人の指定事務所における当該本債券の呈示および提出（支払金員が不足し全額の支払がなされないときは提出を要しない。）と引換えに行われる。

本債券に関する利息の支払は以下のとおり行われる。

- () 仮大券または恒久大券の場合は、合衆国外のいずれかの支払代理人の指定事務所において仮大券または恒久大券の呈示と引換えに行われ、仮大券の場合には要求されている証明書の提出を要する。
- () 当初の交付時に利札を付すことなく交付された確定債券の場合は、合衆国外のいずれかの支払代理人の指定事務所において当該確定債券の呈示と引換えに行われる。
- () 当初の交付時に利札を付して交付された確定債券の場合は、当該利札の提出、または利息の支払に予定された日以外の利息の場合には確定債券の呈示と引換えに行われ、いずれの場合も合衆国外のいずれかの支払代理人の指定事務所において行われる。

本債券に関する元金その他の金員の支払期日が、営業日にあたらぬ場合、本債権者および利札の所持人は、翌営業日までかかる場所において金員の支払を受けることができず、また本債券の要項に従い支払がなされない場合を除きかかる遅滞に関し利息その他の金員を請求することができない。

利札を付して当初交付された各確定債券は、償還のためには、すべての期日未到来の利札とともに提出されなければならない。すべての期日未到来の利札が提出できない場合、欠缺利札額面額をかかる欠缺がなければ償還に際して支払われるべき金額から控除し、かかる控除額は、支払代理人の指定事務所においてかかる欠缺利札の提出と引換えに、かかる償還日の10年後またはかかる利札の支払日の5年後の遅い方まで、支払われる。

- (4) 本債券または利札は、紛失、盗失、毀損、汚損または破棄の場合、適用あるすべての法律に従い、請求者がかかる代り券に関するすべての費用を支払い、かつ発行者および財務代理人が要求する証拠、担保および補償に関する条件に服した場合、財務代理人の指定事務所において代り券を取得することができる。毀損または汚損した債券または利札は、その代り券が交付される前にこれを引渡さなければならない。
- (5) 本債券は、支払のための呈示が、支払期日から元本については10年以内、利息については5年以内に行われなかった場合は無効となる。

(6) ベイルイン・損失吸収権限の承知

本債券のいかなる他の条項または発行者と本債権者間における、いかなる他の契約、取決めもしくは了解にかかわらず、また、それらを除き、本債券の取得を以て、各本債権者は本債券における責任が、関連破綻処理当局（以下に定義される。）によるベイルイン・損失吸収権限（以下に定義される。）の行使による制約を受けることがあることを承知しかつ了解し、また以下に制約されることについて承知し、了解し、同意しかつ合意する。

- () 関連破綻処理当局による、いかなるベイルイン・損失吸収権限の行使の効果。当該行使は、以下またはそれらの組み合わせを含み、また結果としてそうなることがありうるが、それらに限定されない。
- (イ) 本債券についての該当金額（以下に定義される。）の全部または一部の削減
 - (ロ) 本債券についての該当金額の全部または一部の、発行者もしくはその他の者の株式、その他の証券もしくはその他の義務への転換、本債権者へのかかる株式、証券または義務の発行または授与（本債券の要項の訂正、または改変などの手段によるものを含む。）
 - (ハ) 本債券または本債券における該当金額の消却
 - (ニ) 本債券の満期日の変更もしくは調整または本債券につき支払われる利息の金額または利息の期限が到来する日の変更（一時的な支払の停止を含む。）
- () 関連破綻処理当局によるベイルイン・損失吸収権限の行使を発効するために、関連破綻処理当局が必要とみなす本債券の要項の変更

上記において、以下の用語は以下の意味を有する。

「ベイルイン・損失吸収権限」とは、損失吸収、元本削減、転換、譲渡、変更、停止または同様のもしくは破綻処理関連の権限で、()BRRD（以下に定義される。）の移行またはSRM規制（以下に定義される。）の適用および()BRRDもしくはSRM規制の下で設置される手段、規則および基準に関し、発行者（もしくは発行者の関係者）の義務が、削減され、消却され、変更されまたは発行者もしくは他の者の株式、他の証券もしくは他の義務に転換されるかまたは一時的に停止されることが規定される、フィンランド共和国において効力を有する法律、規制、規則または要件の下で随時存在し、行使されるものをいう。

「BRRD」とは、銀行再生破綻処理指令2014/59/EUをいう。

「該当金額」とは、本債券の残存元本金額と未払経過利息および追加の金額で本債券につき期限が到来しているものをいう。かかる金額についての言及は、関連破綻処理当局によるベイルイン・損失吸収権限の行使前に期限が到来しているが未だ支払われていない金額を含む。

「関連破綻処理当局」とは、発行者に関し、ベイルイン・損失吸収権限を行使する権限を有する破綻処理当局をいう。

「SRM規制」とは、EU規制第806/2014号をいう。

(7) リスク要因

売出有価証券についてのリスク要因

株式投資にかかるリスクに耐え、かつ、そのリスクを評価し得る経験豊富な投資家のみが、本債券の投資に適している。本債券への投資を予定する投資家は、本債券へ投資をすることが適当か否か判断する際に、主に以下のリスク要因を検討すべきである。

元本リスク

本債券は、期限前償還条項が適用されずに、かつ少なくとも1つの参照指数の水準が、その観察期間中のいずれかの時間において一度でも当該参照指数のロックイン価格以下となった場合には、満期償還額が参照指数に連動するため、満期償還額が額面金額を下回る可能性がある。なお、満期償還額は額面金額を上回ることではなく、キャピタルゲインを期待して投資すべきではない。

投資利回りリスク

本債券は、同年限の一般の普通債券と比して高い利息が得られる可能性がある。しかし、上記「元本リスク」に記載のとおり、満期償還額が額面金額を下回る場合には、本債券の投資利回りがマイナスになる（すなわち、投資家が損失を被る。）可能性がある。また、経済環境の変化により、将来、本債券よりも有利な条件の債券が同一の発行者から発行される可能性もある。なお、かかる高い利息が得られる可能性の代わりに、本債権者は、参照指数が下落した場合に、額面金額を下回る価額で償還がなされるリスクを負担している。

期限前償還リスク

本債券は期限前償還判定日におけるすべての参照指数の評価価格がそれぞれの期限前償還判定価格以上の場合、当該判定日の直後の利払期日において、自動的に額面金額で期限前償還される。その際に期限前償還された償還額を再投資した場合に、期限前償還されない場合に得られる本債券の利金と同等の利回りが得られない可能性（再投資リスク）がある。

配 当

参照指数はその構成銘柄の価格のみから計算されるため、各構成銘柄に支払われる配当金およびその再投資は反映されない。

不確実な流通市場

本債券の活発な流通市場は確立されていない。発行者ならびに日本国における売出しに関連する売出人および売買取扱人は、本書に基づいて売出された本債券につき買取る義務を負うものではない。また、発行者、売出人および売買取扱人は、特に必要性が認められない限り、本債権者向けに流通市場を創設するため本債券の売買を行う予定もない。したがって、本債券は非流動的であるため、本債権者は、本債券をその償還前に売却することができない場合がありうる。仮に本債券を売却することができたとしても、その売買価格は、参照指数、発行者の財務状況、通常の市場状況やその他の要因により、当初の投資額を著しく下回る可能性がある。本債券に投資することを予定している投資家は、満期償還日まで保有することができる場合のみ、本債券への投資を行うべきである。

信用リスク

発行者の財務・経営状況が著しく悪化した場合、発行者の本債券の元利金の支払に悪影響を及ぼす可能性がある。発行者の格付は、その債務支払能力を評価したものである。

中途売却価格に影響する要因

上記「不確実な流通市場」において記述したように、本債券の償還前の売却はできない場合がある。また、売却できる場合も、その価格は、次のような要因の影響を受ける。

本債券の満期償還額は「3 償還の方法（1）満期における償還」により決定されるが、満期償還日以前の本債券の価格は、様々な要因に影響され、ある要因が他の要因を打ち消す場合も、あるいは相乗効果をもたらす場合もあり、複雑に影響する。以下に、他の要因が一定の場合に、ある要因だけが変動したと仮定した場合に予想される本債券の価格への影響を例示した。

参照指数

本債券の満期償還額は参照指数に連動あるいはこれにより変動し、かつ期限前償還条項も参照指数の水準により決定される。一般的に、参照指数が上昇した場合の本債券の価格は上昇し、参照指数が下落した場合の本債券の価格は下落することが予想される。

参照指数の予想変動率

予想変動率とは、ある期間に予想される価格変動の幅と頻度を表わす。一般的に参照指数の予想変動率の上昇は本債券の価格を下げる方向に作用し、逆に予想変動率の下落は本債券の価格を上げる方向に作用する。ただし、本債券の価格への影響は参照指数の水準や、期限前償還判定日もしくは満期までの残存期間によって変動する。

期限前償還判定日もしくは満期までの残存期間

期限前償還判定日の前後で本債券の価格が変動する場合が多いと考えられ、期限前償還判定日に期限前償還されないことが決定した場合は本債券の価格が下落する傾向があるものと予想される。ただし、参照指数、円金利水準、参照指数の予想変動率によってはかかる傾向が変化するため、以上の傾向が逆転する可能性もある。

配当利回りと保有コスト

一般的に、参照指数の構成銘柄の配当利回りの上昇、あるいは参照指数ならびに参照指数先物の保有コストの下落は、本債券の価格を下落させる方向に作用し、逆に参照指数の構成銘柄の配当利回りの下落、あるいは参照指数ならびに参照指数先物の保有コストの上昇は本債券の価格を上昇させる方向に作用すると予想される。

円金利

円金利が下落すると本債券の価格が上昇し、円金利が上昇すると本債券の価格が下落する傾向があると予想されるが、参照指数、円金利、参照指数の予想変動率によってはかかる傾向が変化するため、以上の傾向が逆転する可能性もある。

発行者の格付け

一般的に発行者の格付けが上昇すると本債券の価格は上昇し、格付けが下落すると本債券の価格は下落すると予想される。

各参照指数間の相関係数

各参照指数間の相関係数とは、各参照指数の価格変動の類似性を表わす指標である。一般的に、一方の参照指数の水準が上昇（下落）する時、他方の参照指数の水準が上昇（下落）する割合が高いほど相関係数は上昇し、また、一方の参照指数の水準が上昇（下落）する時、他方の参照指数の水準が下落（上昇）する割合が高いほど相関係数は低下する。本債券において、各参照指数間の相関係数が上昇すると本債券の価格を上昇させる方向に作用し、各参照指数間の相関係数が低下すると本債券の価値を下落させる方向に作用する。

本債券に影響を与える市場活動

発行者、売出人、売出取扱人および計算代理人は、その業務遂行上あるいは発行者の本債券に基づく支払債務をヘッジする目的で、自己勘定で（ただし関係当局による規制に違反しない範囲で）参照指数の各構成銘柄および参照指数先物・オプションを売買することがある。この売買により、参照指数に影響を及ぼし、それが結果的に本債権者に不利な影響を及ぼすことがありうる。

税務上の取扱い

日本の税務当局は本債券についての日本の課税上の取扱いについて明確にしていない。本書「第一部 証券情報 第2 売出債券に関する基本事項 8 課税上の取扱い（2）日本国の租税」の項を参照のこと。なお、将来、日本の税務当局が現状の取扱いとは異なる新たな取扱いを決めたり、異なる解釈を行う可能性がある。本債券に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本債券に投資することによるリスクや本債券に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談することが望ましい。

第3【資金調達のための目的及び手取金の使途】

該当事項なし。

第4【法律意見】

発行者の社内法律顧問であるハンヌ・ペッカ・ユリモンモ（Hannu-Pekka Ylimommo）氏により、下記の趣旨の法律意見書が提出されている。

- (1) 発行者はフィンランド法に基づき適法に設立され有効に存続している公開有限責任会社である。
- (2) 本書に記載された本債券の売出しは、発行者により適法に承認されており、フィンランド法上適法であり、本債券の発行に関し発行者に対し要求されている政府の同意、許可および承認をすべて取得している。
- (3) 発行者およびその代理人による関東財務局長への本書の提出は適法に授權されており、フィンランド法上適法である。
- (4) 本書（参照書類を含む。）中のフィンランド法に関するすべての記載は、重要な点において真実かつ正確である。

第5【その他の記載事項】

発行者のロゴおよび名称、本債券の名称ならびに売出人および売出取扱人の名称が発行登録追補目論見書の表紙に記載される。

さらに発行登録追補目論見書の表紙裏に、次の記載がなされる。

「フィンランド地方政府保証機構保証付 フィンランド地方金融公社 2021年11月18日満期 円建 期限前償還条項付 2 指数（日経平均株価・S&P500指数）連動債券（ノックイン条項付 満期償還金額2指数連動型）（以下「本債券」といいます。）の満期償還額および償還時期は、各参照指数の水準の変動により影響を受けることがあります。詳細につきましては、本書「第一部 証券情報 第2 売出債券に関する基本事項」をご参照下さい。

本債券への投資は、株式市場の動向により直接的に影響を受けます。本債券に投資しようとする投資家は、本債券への投資を判断するにあたって、必要に応じ、法務、税務、会計等の専門家の助言を得るべきであり、本債券の投資に伴うリスクに耐え得る投資家のみが本債券への投資を行って下さい。

本債券の投資の参考情報について

本債券の価格情報につきましては、売出人または売出取扱人までお問い合わせ下さい。」

「(注) 発行者は、他の債券の売出しについて訂正発行登録書を関東財務局長に提出することがありますが、かかる他の債券の売出しに係る目論見書は、本目論見書とは別に作成および交付されますので、本目論見書には本債券の内容のみ記載しております。」

また、本「第一部 証券情報」の主要内容の要約、期限前償還および満期償還額等についてのイメージ図ならびに想定損失額についての説明を「目論見書の概要」として発行登録追補目論見書の冒頭に記載する。

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

発行者の概況等金融商品取引法第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）
平成30年6月29日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

当該半期（自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日）
平成30年9月28日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

該当なし。

4【外国者報告書及びその補足書類】

該当なし。

5【外国者半期報告書及びその補足書類】

該当なし。

6【外国者臨時報告書】

該当なし。

7【訂正報告書】

該当なし。

第2【参照書類の補完情報】

該当なし。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし。

第三部【保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項なし。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし。

第3【指数等の情報】

1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

本債券は、期限前償還の有無および満期償還額が日経平均株価およびS&P500指数の水準により決定されるため、日経平均株価およびS&P500指数についての開示を必要とする。

2【当該指数等の推移】

日経平均株価の過去の推移(終値ベース)

(単位：円)

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	
	最高	16,291.31	17,935.64	20,868.03	19,494.53	22,939.18	
	最低	10,486.99	13,910.16	16,795.96	14,952.02	18,335.63	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	月別	2018年 4月	2018年 5月	2018年 6月	2018年 7月	2018年 8月	2018年 9月
	最高	22,467.87	23,002.37	22,966.38	22,794.19	22,869.50	24,120.04
	最低	21,292.29	22,018.52	22,171.35	21,546.99	21,857.43	22,307.06

出典：ブルームバーグ・エルピー

S&P500指数の過去の推移(終値ベース)

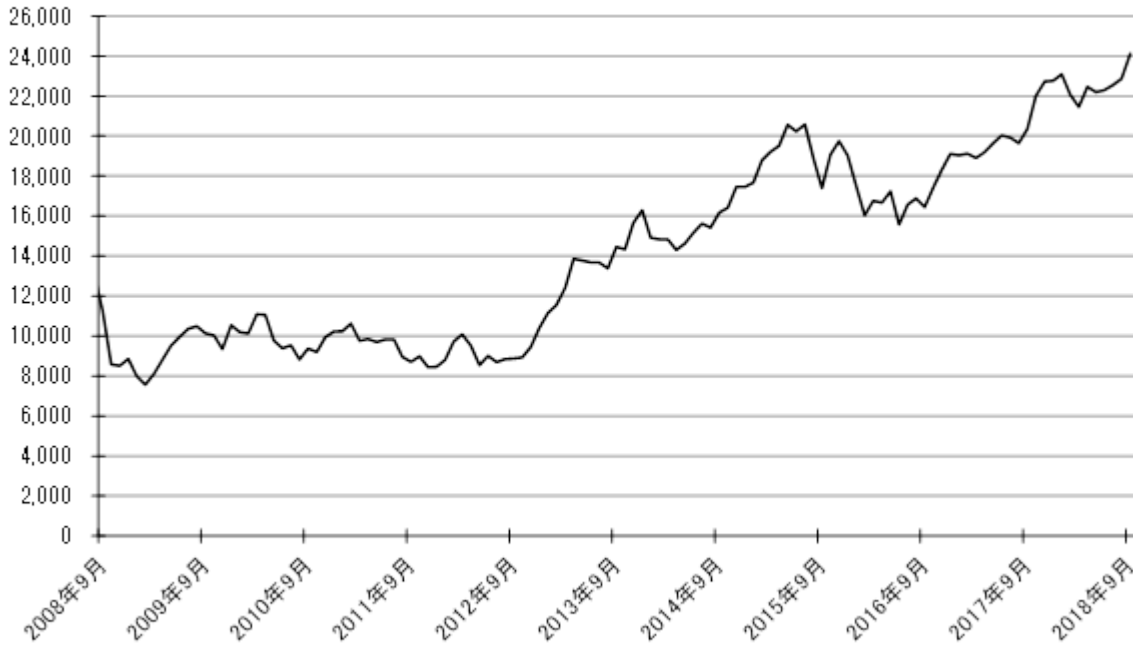
(単位：ポイント)

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	
	最高	1,848.36	2,090.57	2,130.82	2,271.72	2,690.16	
	最低	1,457.15	1,741.89	1,867.61	1,829.08	2,257.83	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	月別	2018年 4月	2018年 5月	2018年 6月	2018年 7月	2018年 8月	2018年 9月
	最高	2,708.64	2,733.29	2,786.85	2,846.07	2,914.04	2,930.75
	最低	2,581.88	2,629.73	2,699.63	2,713.22	2,813.36	2,871.68

出典：ブルームバーグ・エルピー

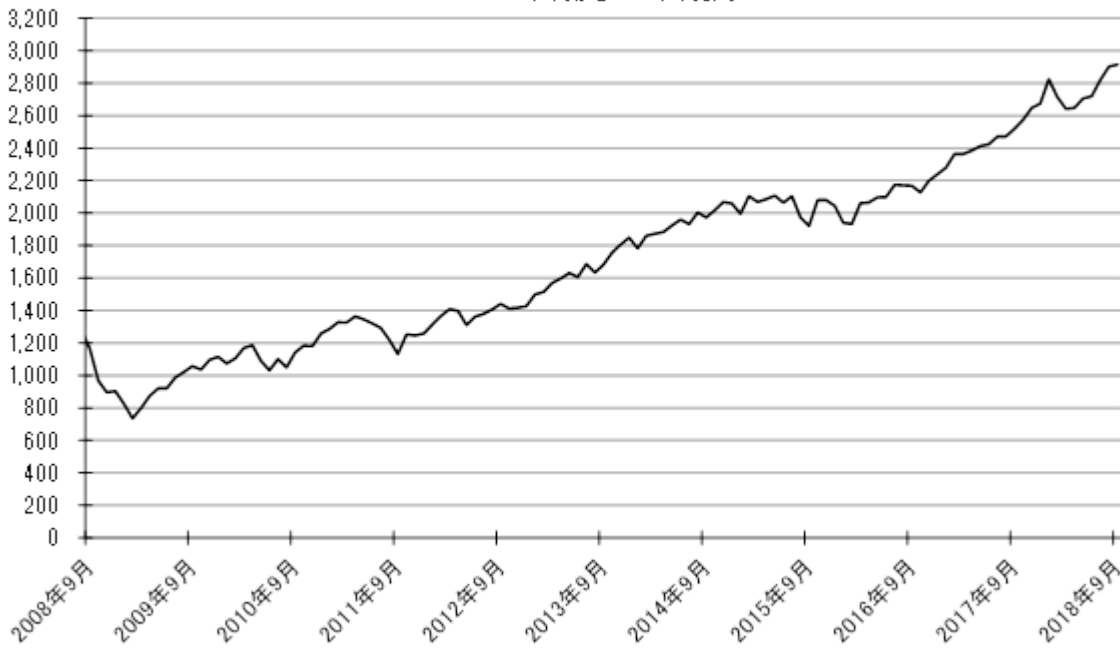
日経平均株価およびS&P500指数の終値の過去の推移は日経平均株価およびS&P500指数の将来の動向を示唆するものではなく、本債券の時価の動向を示すものでもない。過去の上記の期間において日経平均株価およびS&P500指数が上記のように変動したことによって、日経平均株価およびS&P500指数ならびに本債券の時価が本債券の償還まで同様に推移することも示唆するものではない。

日経平均株価終値(月単位)の過去の推移(終値ベース)
< 2008年9月から2018年9月まで >



出典：ブルームバーグ・エルピー

S & P 5 0 0 指数終値(月単位)の過去の推移(終値ベース)
< 2008年9月から2018年9月まで >



出典：ブルームバーグ・エルピー

日経平均株価およびS&P500指数の終値の過去の推移は日経平均株価およびS&P500指数の将来の動向を示唆するものではなく、本債券の時価の動向を示すものでもない。過去の上記の期間において日経平均株価およびS&P500指数が上記のように変動したことによって、日経平均株価およびS&P500指数ならびに本債券の時価が本債券の償還まで同様に推移することも示唆するものではない。